

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年2月6日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年2月6日 諮問第8号)

[950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入及び
950MHz帯パッシブタグシステムの高度化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中北課長補佐、渡辺係長)

電話：03-5253-5896

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について

1 概 要

平成 19 年 12 月 20 日、「950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」及び「950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化に必要な技術的条件」について情報通信審議会より一部答申されたところ。同一部答申を受け、関係規定の整備を行うもの。

(1) 950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入

高齢者・児童の見守り、交通事故防止、健康管理、ホーム／オフィスの施設制御、ホームセキュリティ、メータ自動検針といった様々なアプリケーションで活用が期待されていることから、本システムを導入するための技術基準を整備。

(2) 950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化

既存の高出力型パッシブタグシステムが今後急速に普及し、同一構内あたりの設置台数も増加することが予測されることから、システムの高密度配置やリアルタイム性の確保を可能とするための技術基準を整備。

併せて、低出力型パッシブタグシステムを利用した大容量データの瞬時読み書きを可能とするための関係規定を整備。

2 改正省令案の概要

(1) 電波法施行規則

○特定小電力無線局が使用する周波数の電波を追加。

(2) 無線設備規則

○950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムについて

950MHz を超え 956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用のものを除く）の無線設備の技術基準等を規定。

○950MHz 帯パッシブタグシステムについて

- ・ 952MHz を超え 954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局（高出力型）の技術基準等を整備。
- ・ 952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局（低出力型）の技術基準等を整備。

3 施行期日

平成 20 年 4 月下旬 公布・施行（予定）

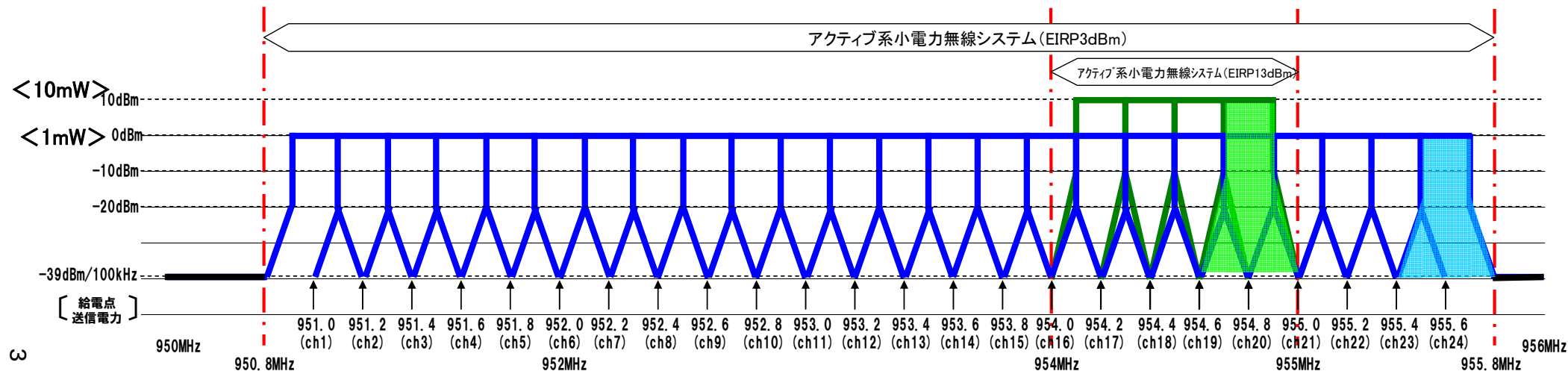
○950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入に向けた省令改正の概要

項 目		主な技術的条件
使用周波数【施行規則 第 6 条】		950MHz を超え 956MHz 以下
空中線電力の許容偏差【設備規則 第 14 条】		上限 20%、下限 80%
副次的に 発する電 波等の限 度 【設備規則 第 24 条】	1,000MHz 以下 (710MHz を超え 960MHz 以下を除く)	任意の 100kHz 幅において-54dBm 以下
	710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下
	945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下
	950MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-54dBm 以下
	956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下
	958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-58dBm 以下
	1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く)	任意の 1MHz 幅において-47dBm 以下
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下		任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下
単位チャネル【設備規則 第 49 条の 14】		中心周波数が 951MHz 以上 955.6MHz 以下の 200kHz 間隔の 24 チャネル。 (3 チャネルまで同時に使用可)
空中線電力		・ 1mW 以下 ・ 中心周波数が 954.2MHz 以上 954.8MHz 以下の チャネルを使用する場合は 10mW 以下
空中線利得【設備規則 第 49 条の 14】		3dBi 以下 (等価等方輻射電力が絶対利得 3dBi の空中線に上記空中線 電力を加えた時の値以下となる場合は、その低下分を空中線 利得で補うことができる。)
キャリアセンス【設備規則 第 49 条の 14】		備え付けていること (総務大臣が認める場合にはこの限りではない。)
送信時間		100ms 以内 (Duty Cycle 10%以下、キャリアセンス時間 128μs 以上) (Duty Cycle 0.1%以下、キャリアセンスなし) キャリアセンス時間 10ms 以上の場合は 1 秒以内
停止時間		100ms 以上
不要発射 の強度の 許容値 【設備規則 別表 第 3 号】	1,000MHz 以下 (710MHz を超え 960MHz 以下を除く)	任意の 100kHz 幅において-36dBm 以下
	710MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下
	945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下
	950MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-39dBm 以下
	956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-55dBm 以下
	958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz 幅において-58dBm 以下
	1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く)	任意の 1MHz 幅において-30dBm 以下
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下		任意の 1MHz 幅において-55dBm 以下

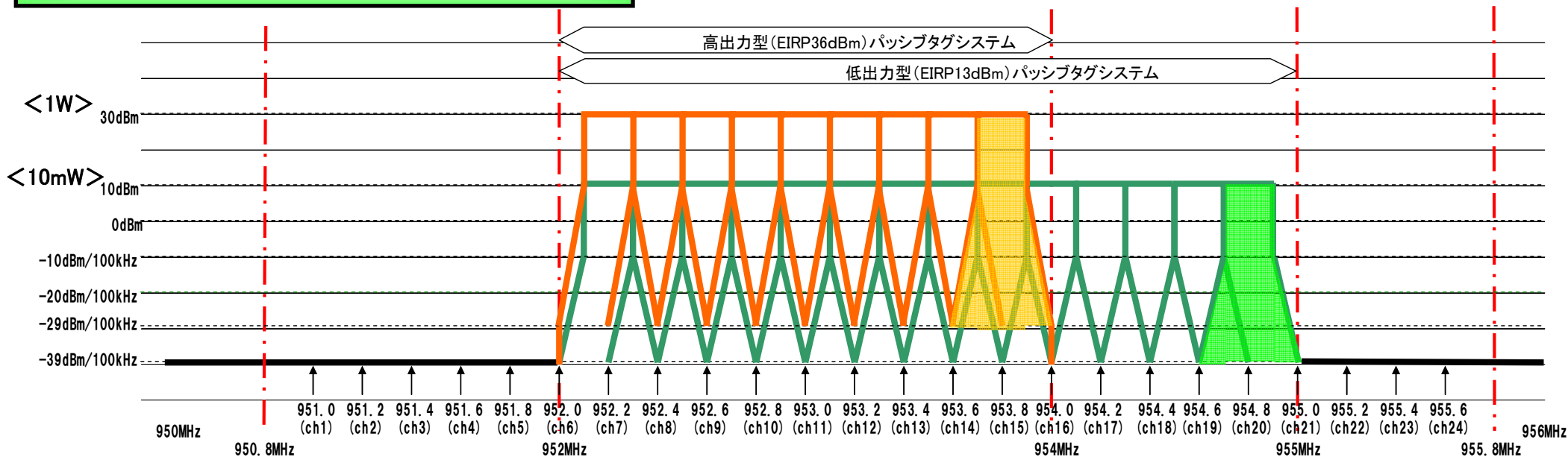
950MHz帯アクティブ系小電力システム及び950MHz帯パッシブタグシステムの 使用周波数帯（キャリア配置）

参考1

アクティブ系小電力無線システム



パッシブタグシステム



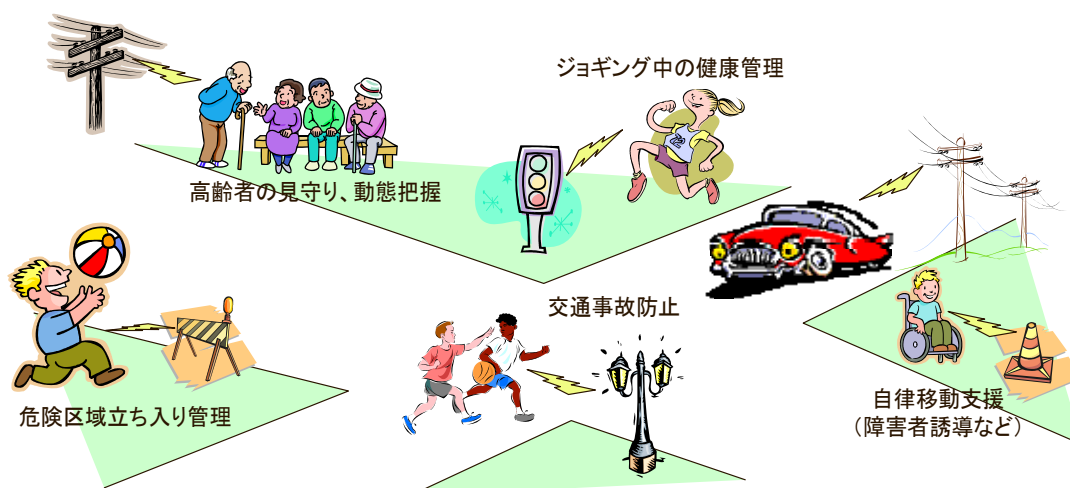
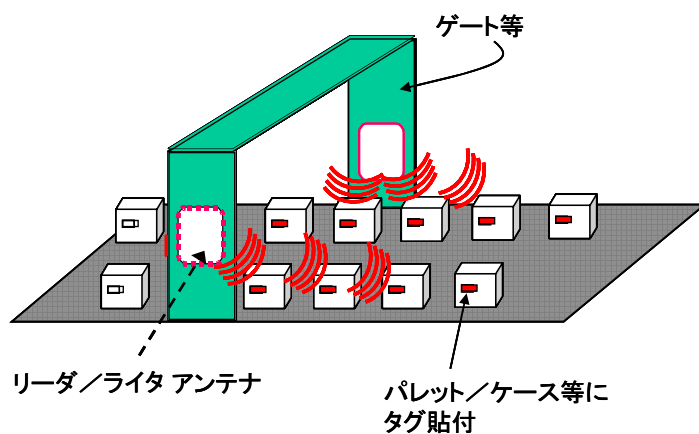


図 1 950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの利用シーン

<高出力型>

ゲート型に設置したリーダ／ライタにより、パレット／ケースに貼付されたタグを高速で一括読み取り



<低出力型>

単数ないしは少数のタグを個別読取



店舗のバックヤードでの利用例

図 2 950MHz 帯パッシブタグシステムの利用シーン

電子タグシステムに係る制度化の状況

参考3

周波数帯及びタイプ	主な利用用途	導入経緯	制度区分
135kHz以下 (パッシブ)	○スキーゲート ○自動倉庫 ○食堂精算 等 	昭和25年 高周波利用設備として制度化	高周波利用設備
13.56MHz帯 (パッシブ)	○交通系カードシステム ○行政カードシステム ○ICカード公衆電話 ○入退室管理システム 等 	平成10年 制度化 平成14年 出力の緩和、 手続の簡素化	高周波利用設備
433MHz帯 (アクティブ)	○国際物流管理 ○コンテナ内状況管理 等 	平成18年 制度化	特定小電力無線局
950MHz帯 (パッシブ)	○物流管理 ○製造物履歴管理 等 	平成17年 高出力型システムの制度化 平成18年 高出力型システムの高度化及び 低力型システムの制度化	構内無線局 特定小電力無線局
2.45GHz帯 (パッシブ) (アクティブ)	○物流管理 ○製造物履歴管理 ○物品管理 等 	昭和61年 構内無線局（移動体識別）として制度化 平成 4年 免許不要の小電力システムとして制度化 平成14年 小電力システムへの周波数 ホッピング(FH)方式を制度化 平成15年 構内無線局へのFH方式を制度化	構内無線局 特定小電力無線局 小電力データ

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年2月6日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成20年2月6日 諮問第9号)

[950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(星周波数調整官、棚田係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に伴う変更

950MHz帯アクティブ系小電力無線システムは、950MHz帯の電波の特長を活かすことにより、信頼性、到達性、省電力といった観点から、優れたアクティブタグシステムや短距離無線通信システムを実現することが可能であり、今後のユビキタスネットワーク社会の実現に向けて、生産、物流、販売、医療、交通などの幅広い分野において大きな役割を果たすことが期待されている。

このような状況から、情報通信審議会において、950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入に向け、「950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」について審議が行われ、平成19年12月、一部答申を受けた。

今般、この一部答申を踏まえ、950MHz帯アクティブ系小電力無線システムの導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

(参考：周波数割当計画の変更(950MHz帯))

【変更内容】

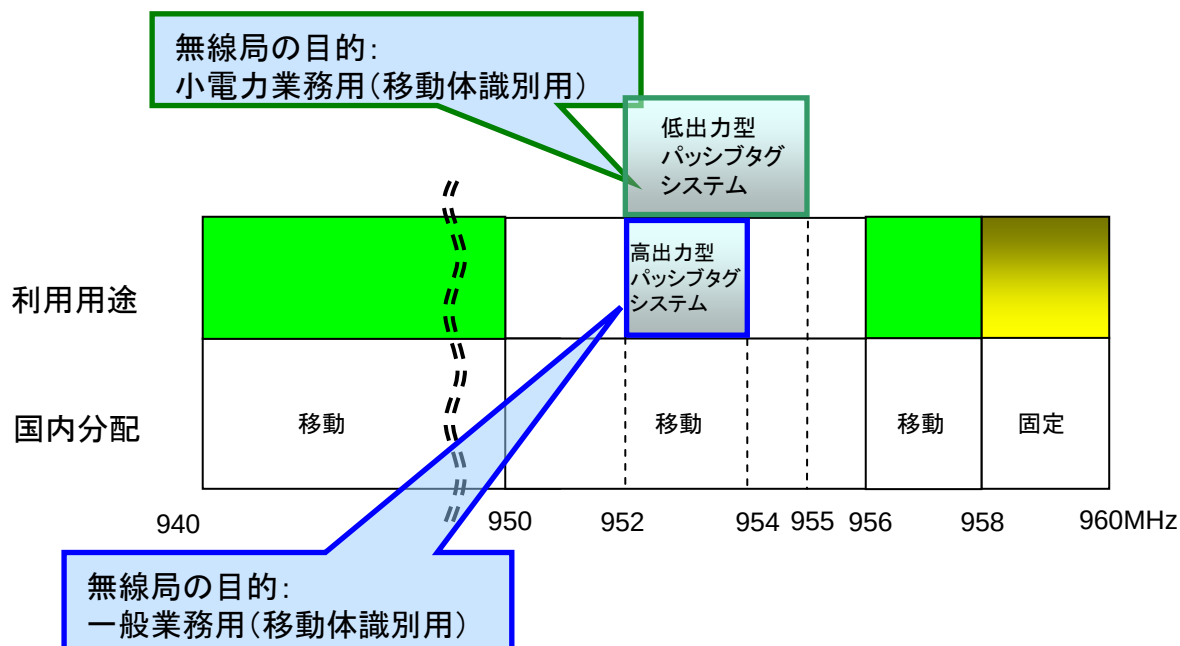
950MHzを超え956MHz以下の周波数帯の無線局の目的に小電力業務用(テレメータ一用、テレコントロール用及びデータ伝送用)を追加するとともに、周波数の使用条件を規定する別表に具体的な周波数を追加するなど、必要な規定の整備を図る。

II スケジュール

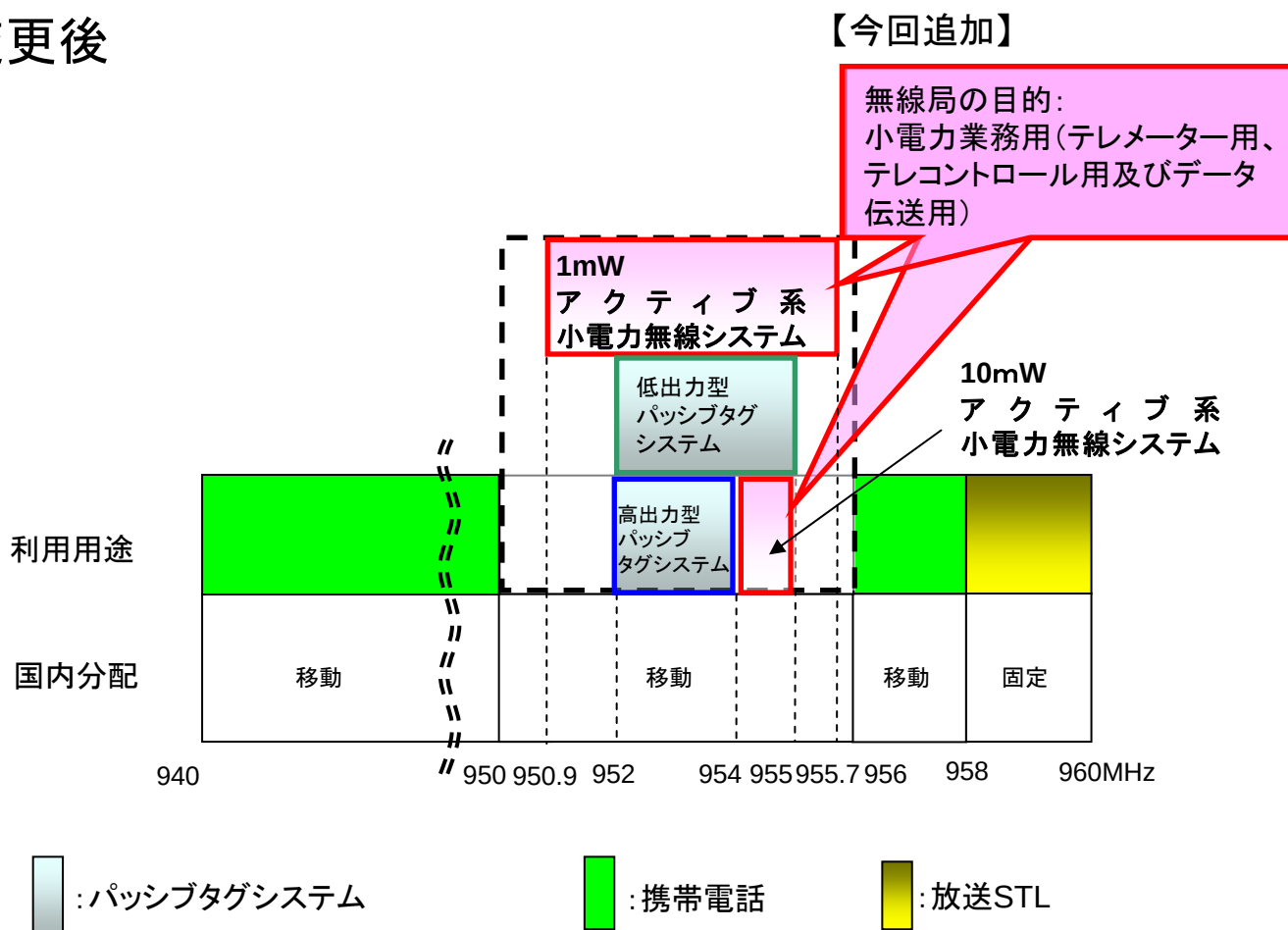
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

周波数割当計画の変更(950MHz帯)

変更前



変更後



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年2月6日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他8社所属特定無線局の
包括免許について
(平成20年2月6日 諮問第10号)

[携帯電話用小電力レピータの導入]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ他 8 社所属特定無線局の
包括免許について
～携帯無線通信用小電力レピータの包括免許～

1 包括免許申請の概要

申請者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	申請者は、800MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数を使用したW-CDMA方式による携帯電話サービスを行っているが、2GHz帯の周波数の電波を中継する携帯電話用小電力レピータを設置し、屋内における携帯電話の圏外の解消を促進することにより携帯電話サービスの向上を図るために開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局及び免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	5M00 G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X G7W 1942.6MHzから1957.4MHzまでの200kHz間隔の周波数 75波 0.04W 5M00 G7W 2132.6MHzから2147.4MHzまでの200kHz間隔の周波数 75波 0.04W
最大運用数	4万2,290局
運用開始予定期日	免許の日から2ヶ月以内の日

2 審査結果の概要

審査の結果、別紙1のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4の規定に適合するものと認められるので、包括免許を与えることとしたい。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること。（電波法第 27 条の 4 第 1 号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられ、かつ、現在申請者が使用しているものであり、本件申請に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。（電波法第 27 条の 4 第 2 号）	適	次に示すとおり、特定無線局の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供する電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 1 号）	適	本件無線局は、屋内における携帯電話の圏外を解消することを目的とするものであり、利用者の通信サービスに対する需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 2 号）	適	別紙 2 のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても通信が確保されることが示されており、業務の実施について適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に携帯電話用無線局の開設及び電気通信役務の提供の実績を有することから、本件無線局の開設についても計画を実施するに足る能力を有しているものと認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 3 号）	適	本件無線局の開設は、安価かつ迅速に屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、当該目的に照らし、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与すること。 （特定無線局の開設の根本的基準第 2 条第 4 号）	適	本件無線局の開設は、屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

最大運用数の妥当性

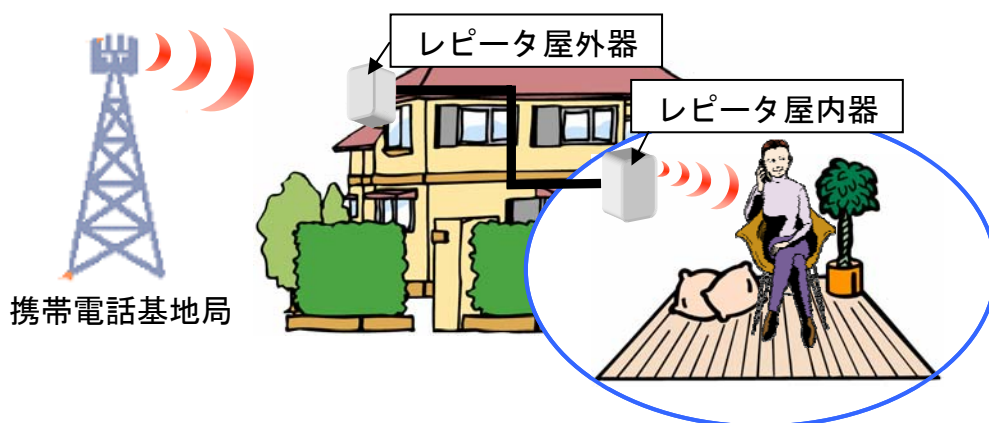
今回申請のあった包括免許の最大運用数は、以下のとおり、収容可能無線局数を下回っており、妥当であると認められる。

	収容可能無線局数 ①	申請のあった最大運用数 ②	適否 ※
北海道総合通信局管内分	151,800	2,990	適
東北総合通信局管内分	183,800	3,820	適
関東総合通信局管内分	591,400	11,400	適
信越総合通信局管内分	88,400	1,750	適
北陸総合通信局管内分	56,800	1,190	適
東海総合通信局管内分	282,250	5,700	適
近畿総合通信局管内分	275,550	5,590	適
中国総合通信局管内分	159,100	3,130	適
四国総合通信局管内分	80,150	1,510	適
九州総合通信局管内分	239,950	4,660	適
沖縄総合通信事務所管内分	26,600	550	適
全国合計	2,135,800	42,290	適

※ 判定基準：①>②であること。

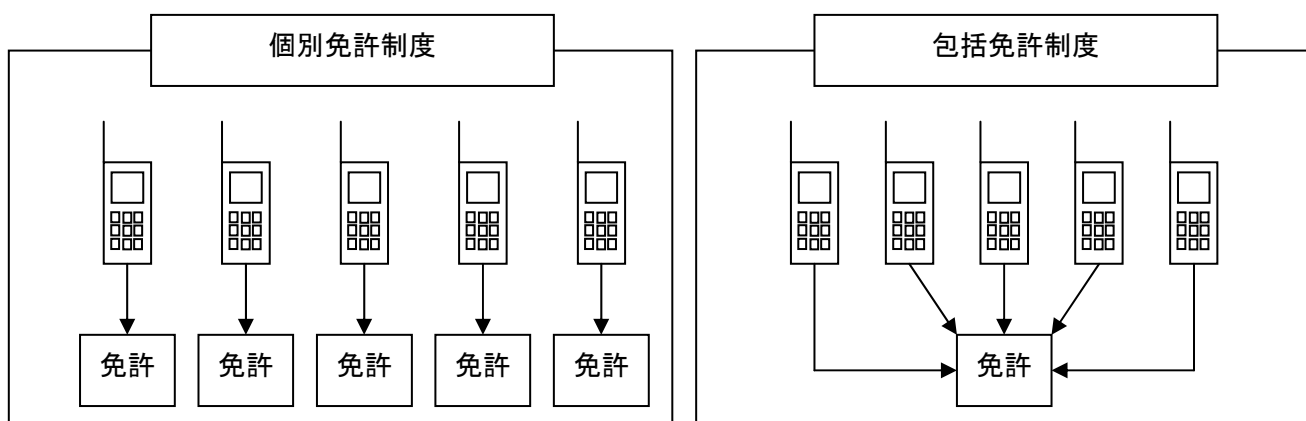
小電力レピータ

- ・ 携帯電話の屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつあるところ。
- ・ 屋内における携帯電話等の圏外の解消を促進するため、小型で小電力のレピータ（小電力レピータ）を導入することにより、携帯電話等事業者が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能。



包括免許制度

携帯電話用小電力レピータや携帯電話端末の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とした制度。（電波法第27条の2他）



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年2月6日

日本放送協会平成20年度収支予算等に
付する総務大臣の意見について
(平成20年2月6日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送政策課

(飯嶋課長補佐、石井係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成20年度収支予算等の概要

1 収支予算のポイント

【事業収支等の概要】

(単位：億円)

	19年度予算	20年度予算	対19予算比	20年度目標※
事業収入	6,348	6,575	+226	6,330
受信料	6,130	6,350	+220	6,140
その他	218	224	+5	
事業支出	6,307	6,472	+164	6,330
事業運営費	5,434	5,550	+116	
減価償却費等	873	921	+47	
事業収支差金	41	102	+61	0
建設費	707	769	+62	700

【有料の受信契約総数】

(単位：万件)

	19年度予算	20年度予算	対19予算比	20年度目標※
受信契約総数	3,639	3,663	+24	3,679
衛星契約件数	1,322	1,369	+47	1,366
未收件数	297	236	▲61	—

※20年度目標は、「平成18年度～20年度 NHK経営計画」(3か年計画)で示された目標

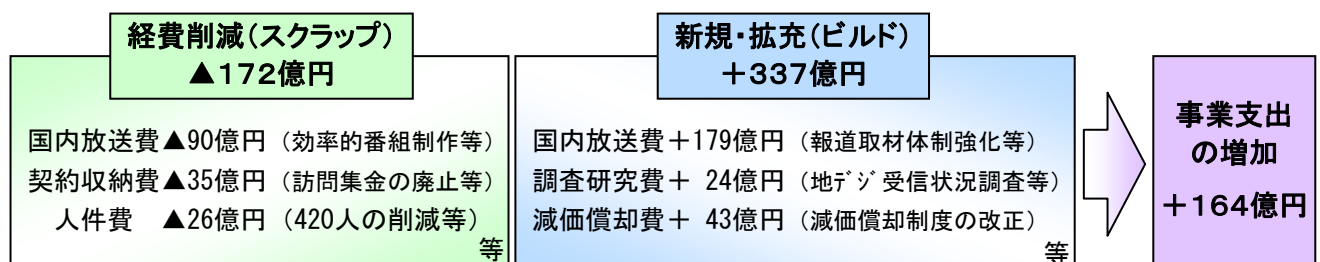
- ◆ 受信料収入は、前年度予算額及び3か年計画における20年度目標額を200億円以上上回る額の確保に努めることとしており、順調な回復傾向にある。

ただし、20年度予算における計画を達成したとしてもなお、受信料収入及び受信契約総数は、一連の不祥事発覚前の水準(15年度当時)を下回る状況にある。

(単位：億円、万件)

	15年度 (実績)	16年度 (実績)	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (予算)	19年度 (見込)	20年度 (予算)
受信料収入	6,478	6,410	6,024	6,138	6,130	6,260	6,350
受信契約総数	3,690	3,662	3,618	3,618	3,639	3,638	3,663
未收件数	122	293	359	298	297	266	236

- ◆ 20年度予算編成にあたっては、スクラップ&ビルドを徹底し、経費削減を行いつつ、国内放送の充実等の重点事項に配分し、効果的かつ効率的な業務運営を行う。



- ◆ 事業収支差金102億円から債務償還充当を差し引いた収支過不足68億円については、全額を財政安定のための繰越金に繰入れ、デジタル化対応等の財源として活用。

	15年度 (実績)	16年度 (実績)	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (予算)	19年度 (見込)	20年度 (予算)
繰越金残高	399	366	372	557	322	688	756

2 事業運営の重点事項

(1) 国内放送の充実

- ・幅広い世代に親しまれる多彩な番組、とりわけ若い世代に向けた番組の充実
- ・地球環境問題をテーマとした年間を通じたキャンペーンの展開
- ・報道取材体制の強化（北海道洞爺湖サミット、オリンピック北京大会、アメリカ大統領選等）

(2) 地域放送の充実

- ・地域からの全国発信枠を設けて“地域の今”を伝える等、地域からの情報発信力を強化

(3) 国際放送の強化

- ・テレビ国際放送の英語化率100%を20年度末までに達成
- ・受信環境整備等、テレビ国際放送強化のため、国際放送費を対前年度25億円（29.5%）増額
- ・（放送法改正を踏まえ）映像国際放送新会社に対して2億円出資

(4) 地上デジタル放送の普及促進

- ・全国中継局の整備（426局）やNHK共同受信施設のデジタル化対応（1,600施設）により、世帯カバー率96%に拡大
- ・建設費769億円のうち、地上デジタル放送設備の整備に326億円（42.4%）、ハイビジョン放送設備の整備に130億円（17.0%）を配分

(5) 新たな放送サービスの開発・調査研究の推進

- ・（放送法改正を踏まえ）アーカイブス・オンデマンド事業を実施<20年12月開始予定>

(6) 受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費削減

- ① 訪問集金の廃止による効果的・効率的な契約収納体制の構築
 - ・訪問集金の廃止に伴い、不要となる契約収納要員を削減（20年度▲200人）するとともに、契約取次・未収対策業務へパワーシフト
 - ・委託契約収納員に対する契約収納手数料の減等により、▲35億円の経費削減を行う結果、20年度の営業経費率は11.9%に低下（757億円、対前年比▲4億円（▲0.5%））
- ② より公平で合理的な受信料体系への改定
 - ・事業所割引の導入及び家族割引の拡大（2契約め以降の受信料を半額割引）<21年2月>
 - ・障害者に対する受信料免除の適用範囲の拡大<20年10月>

(7) 視聴者との結びつきの強化

- ・ふれあいミーティングの拡充、インターネット会員サービスの実施等CS向上活動を推進

(8) 業務運営の改革

- ・内部統制機能の整備とコンプライアンスの徹底を推進
- ・3か年計画で掲げた3か年で▲1,200人の要員削減計画に沿って、新たに▲420人を削減

(9) 子会社等の改革

- ① 子会社等の再編・統合
 - ・20年4月、地域子会社6社、技術系子会社2社を統合
 - ・放送分野・業務支援系分野の更なる再編・統合、関連財団法人6団体の業務見直しを検討
- ② 大型配当によるNHK財政への貢献
 - ・配当性向の引き上げ（20%→35%）、子会社等の経営状況も勘案した大型配当の実施
- ③ 経営改革の推進
 - ・競争契約の一層の推進、子会社等の経営情報公開の促進
 - ・NHKOBの子会社等の常勤役員数の削減（3か年で▲40人）

日本放送協会平成２０年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣意見

日本放送協会（以下「協会」という。）の受信料収入及び受信契約総数は共に回復傾向にあるものの、なお不祥事発覚前の水準を下回る状況にあり、また、受信料の不払又は未契約世帯等の割合も依然として全体の約３割近くに上る等、いまだ国民・視聴者からの信頼回復の途上にある中で、本年１月、新たに、職員による取材情報を悪用したインサイダー取引が発覚したことは、報道機関としての信頼性を揺るがす重大な問題であり、誠に遺憾である。

協会の平成２０年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、「平成１８年度～２０年度 ＮＨＫ経営計画」の最終年度として、内部統制機能の構築によるコンプライアンスの徹底を図るとともに、受信料の公平負担に向けて一層効率的な契約・収納活動を推進し、訪問集金の廃止や、より公平で合理的な受信料体系への改定等の新たな施策を実施することとしており、前年度収支予算を約２００億円上回る受信料収入を確保し、公共放送として国民・視聴者の要望に的確に応えるべく放送サービスの充実に予算を重点配分しつつ、引き続き業務の見直しと経費削減を推進することとしていることから、収支予算等については、これを着実に遂行すべきものと認めるが、協会においては、新たな不祥事により再び損なわれた国民・視聴者からの信頼を早急に回復すべく、コンプライアンスの確立に向けた協会のこれまでの取組の実効性を十分検証した上で、抜本的な再発防止策の推進に全力で取り組むとともに、放送に携わる者としての職責を改めて認識し、職員の高い倫理意識の確立に努めることが必要である。あわせて、新たな不祥事が受信料収入に影響を及ぼす可能性も考慮し、一層の業務の効率化に努めることが必要である。

さらに、これらの措置にとどまらず、国民・視聴者から信頼される公共放送を確立するため、将来に向けて一層改革を進めていくことが必要である。

協会のガバナンスを強化するため、経営委員の監督権限の明確化や監査委員会の設置等の措置を講ずること等を目的とする「放送法等の一部を改正する法律」（以下「改正放送法」という。）が第１６８回国会（臨時会）において成立したところであり、協会においては、改正放送法の趣旨を踏まえ、協会の抜本的改革に組織を挙げて取り組み、国民・視聴者から信頼、支持される公共放送の確立に努めることを期待するものである。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関として、これまで以上に重い職責を担うものであることを十分自覚し、改革の推進に指導力を発揮するとともに、執行部と緊密に連携しつつ、それぞれの役割を全うすることにより、組織一体となって改革の実現に努めることが必要である。

その上で、協会においては、我が国の放送の発展等に資するべく、平成２３年のデジタル放送への全面移行に向けて先導的役割を積極的に果たす等、公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる。

以上を踏まえ、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

1 経営改革の推進

公共放送としての役割や社会的使命を改めて認識し、国民・視聴者から信頼される体制を確立するため、収支予算等に盛り込んだ内部統制機能の整備やコンプライアンスの徹底、CS（お客様満足）向上活動の推進等の各種施策を確実に実施するとともに、改正放送法を踏まえ、実効性あるガバナンスの実現に組織一体となって全力で取り組むこと。

特に、職員によるインサイダー取引が発覚したことを踏まえ、コンプライアンスの確立に向けた協会のこれまでの取組が十分でなかったことを重く受け止め、抜本的な再発防止策の策定及びその迅速かつ的確な実施に全力で取り組むとともに、放送に携わる者としての職責を改めて認識し、職員の高い倫理意識の確立に努めることが必要である。

また、今後の経営改革の指針となる新たな中長期経営計画について、デジタル化や通信・放送融合の進展、少子高齢化等、協会を取り巻く環境の変化を見据えつつ、経営委員会と執行部が連携して検討を進め、国民・視聴者の納得が得られ、信頼回復につながるような抜本的な経営改革プランを可能な限り早期に策定、公表するよう努めること。あわせて、国民・視聴者からの信頼回復や経営改革の努力により見込まれる増収等について、真に必要な経費を見極めつつ、将来の受信料の減額を検討すること。

2 受信料の公平負担の徹底

不祥事を理由とする受信料の支払拒否・保留件数や受信契約総数は回復傾向にあるものの、依然として受信料を支払うべき者の約3割近くが不払又は未契約となっている現状にかんがみ、受信料制度について国民・視聴者の理解が深まるよう、その意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。あわせて、未収対策業務の強化や民事手続きによる支払督促の活用等の各種施策を推進し、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと。

3 受信料体系の見直し

平成20年度から新たに実施する「事業所割引の導入」、「家族割引の拡大」、「訪問集金の廃止」、「障害者に対する受信料免除の適用範囲拡大」について、協会の財政に与える影響や受信料の公平負担の徹底に資する効果を定期的に検証し、その結果を公表すること。

さらに、これらの施策にとどまらず、視聴環境の変化や技術革新の動向等を踏まえ、国民・視聴者の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系の確立に向けて、引き続き不断の見直しを行うこと。

なお、受信料体系の改定にあたっては、透明性確保の観点から、今後も国民・視聴者の意見を聴取する機会を設けること。

また、契約率や支払率は、受信料の公平負担の現状を把握するための重要な指標であることを再認識し、世帯契約率や事業所契約率等の算定に利用している基礎的データについて適切な見直しを行う等、その信頼性・透明性の向上に努めること。

4 業務の合理化

協会を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、契約収納活動の強化等、収支予算等に盛り込んだ各種施策を確実に実施するとともに、業務全般について抜本的な見直しを進め、効果が上がると見込まれるあらゆる措置を検討し、業務の合理化・効率化を徹底すること。

特に、受信契約に係る契約収納関係経費については、営業経費率が11.9%と依然として高い水準にあることにかんがみ、訪問集金の廃止とそれによる効果的、効率的な契約収納体制の構築を着実に進めるとともに、政府の「市場化テスト」に準じた仕組みを活用して外部委託を拡充すること等により、契約収納業務の抜本的な効率化を進め、具体的な数値目標を設定して契約収納関係経費の削減に努めること。

なお、訪問集金の廃止に当たっては、対象となる視聴者が新たな仕組みに円滑に移行できるように、万全の対応をとること。

5 子会社等の合理化等

協会が任意に保有する子会社等について、更なる整理・統合計画について速やかに検討を進め、協会と一体となった人員削減や統廃合等の経営改革を行うことにより、その合理化・効率化を推進すること。

また、平成19年9月に国会報告された会計検査院の「日本放送協会における不祥事に関する会計検査の結果について」において、関連団体の余剰金について、直接出資子会社の資産状況等を勘案して特例配当を要請する等、協会の財政に寄与させることが望まれる旨指摘されたことを踏まえ、今後とも子会社に対して積極的な配当の実施を求めること。

さらに、同報告において、関連団体との取引について、随意契約による業務委託の在り方を検討するとともに、業務委託額の妥当性の検証に努める必要がある等指摘されたことも踏まえ、契約・経理処理手続の適正化及び競争契約比率の向上に取り組む等、子会社等の事業運営の一層の透明性、健全性の確保に努めること。

6 情報公開の推進

受信料を主な財源とする公共放送として、国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、独立行政法人に準じて役職員の給与等の支給状況の公表に努める等、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。

また、協会自身はもとより、子会社等の事業運営の透明性を確保する観点から、子会社等との取引や子会社の経営情報についても、一層の情報公開を進めること。

7 地上デジタルテレビジョン放送の普及促進

地上デジタルテレビジョン放送については、平成23年のデジタル放送への全面移行のために欠くことのできない中継局の整備や共同受信施設のデジタル放送対応等にできる限り前倒しをして取り組むとともに、デジタル放送の特長を活かした放送サービスの充実を図り、放送番組やスポット等様々な手段による国民・視聴者に対するきめ細かな周知・広

報や受信者からの相談等に積極的に取り組む等、地上デジタルテレビジョン放送のあまねく普及促進に努めること。また、携帯端末向けサービス（ワンセグ）の独立利用の実施やデジタルラジオの実用化試験放送を通じ、放送のデジタル化を先導すること。

8 放送番組の充実

放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する多様な要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。

特に報道番組については、日本及び世界の情報を迅速かつ的確に伝える等、その充実を図り、放送法の趣旨を十分踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。また、地域放送については、地域の抱える様々な課題に積極的に取り組むとともに、地域からの情報発信の強化に一層努めること。

さらに、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映するよう努めるとともに、新たに策定された視聴覚障害者向け放送普及行政の指針に則り、字幕放送や解説放送の計画的な継続・拡充に努めること。

9 国際放送の充実

我が国の対外情報発信力を強化するため、所要の制度改正を行ったところであり、協会においては、当該制度改正の趣旨を踏まえ、必要な体制を整備し、我が国の文化・産業等の発信を通じて我が国の対外イメージの向上等に資する外国人向けテレビ国際放送を実施すること。その際、民間企業と十分に連携しながら、その活力やノウハウを導入するとともに、多様な収入源が確保できるよう検討すること。また、より多くの視聴者を確保するため、国、地域の実情に応じた配信体制を整備するとともに、インターネット等も活用すること。

ラジオ国際放送については、海外における聴取実態等を踏まえつつ、より一層効果的かつ効率的な実施に努めること。

10 番組アーカイブの活用

協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、その積極的な利活用を図ること。特に、改正放送法により協会の新たな業務として追加された番組アーカイブのブロードバンドによる提供について、実施に向けた取組を着実に進めるとともに、当該業務が民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、適切な環境整備に努めること。

平成20年2月6日

無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成20年2月6日 諮問第12号)

[地上デジタルテレビジョン放送におけるデジタル混信対策の
ためのギャップフィラーの特定無線設備化]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(山口課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等 に関する規則の各一部を改正する省令案について

—地上デジタルテレビジョン放送におけるデジタル混信対策のための
ギャップフィルターの特定無線設備化—

1 改正背景

平成 23 年の地上デジタル放送への完全移行に向け、今後、全国で中小規模の中継局整備が加速される予定であるが、現在、デジタル放送が電波の混信妨害の影響を受けるデジタル混信問題やビル等の建造物によって発生した陰による建造物遮へい難視問題に対する対策が求められている。

また、放送波を受信してごく小さな電力により再送信を行うことでこれらの難視状態を解消するギャップフィルターについては、比較的小規模な無線設備である特長を活かし、難視が発生しているエリアにおいて迅速に置局したいという要望が寄せられている。

このような状況の中、本年 1 月 31 日に情報通信審議会より「放送システムに関する技術的条件」のうち「デジタル混信等の難視対策のためのギャップフィルターに関する技術的条件」が答申されたことを受け、ごく小さな電力を使用するギャップフィルターを技術基準適合証明が受けられる無線設備（特定無線設備）とし、併せて、予備免許、工事設計の変更、落成後の検査及び免許の拒否の各手続を適用しない免許とするための規定の整備を行う。

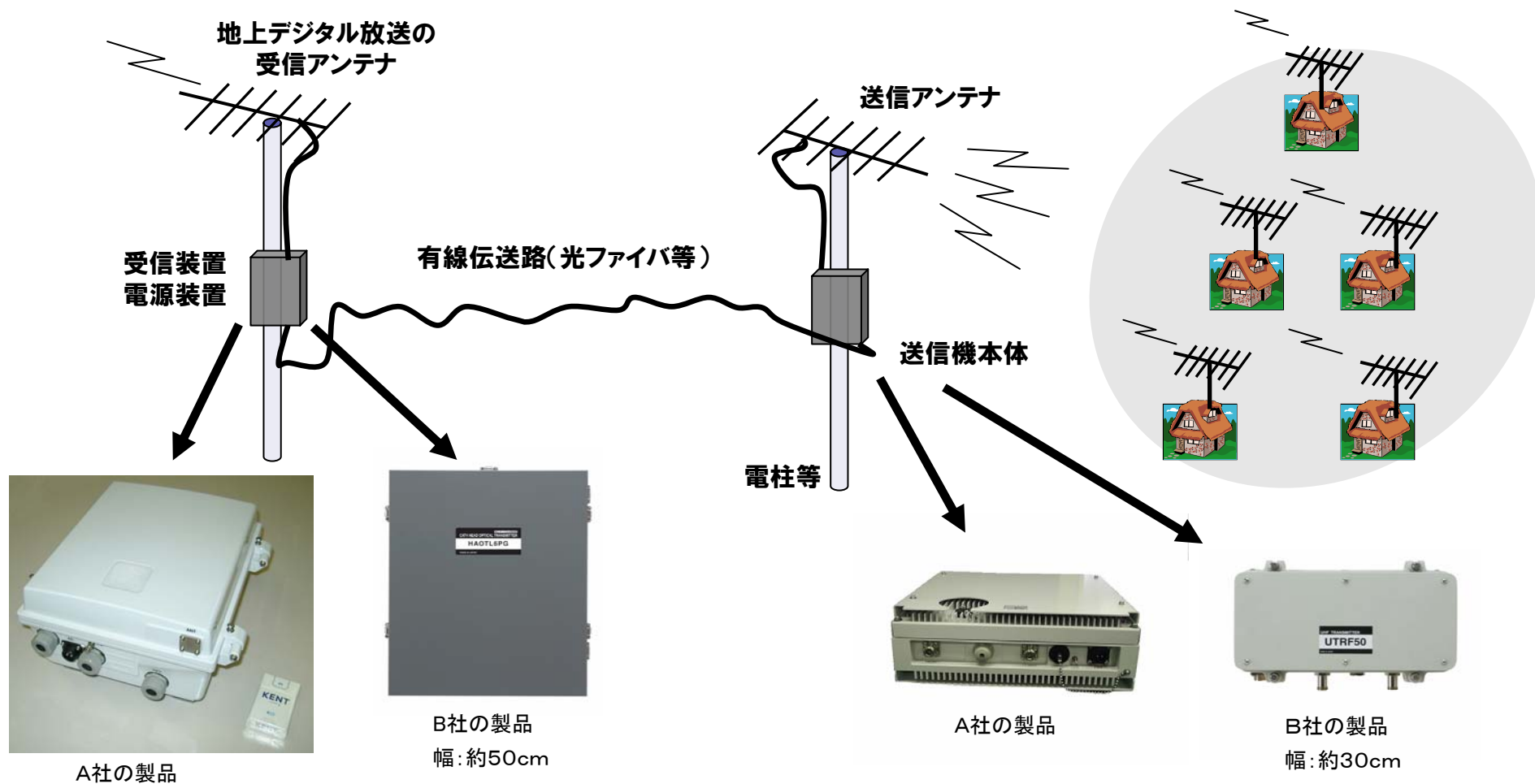
2 改正省令案の概要

- ・ 無線局免許手続規則
免許手続が簡略される適合表示無線設備使用無線局に放送局を追加する
- ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
ごく小さな電力（50mW 以下）を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備（ギャップフィルター）を特定無線設備として追加する

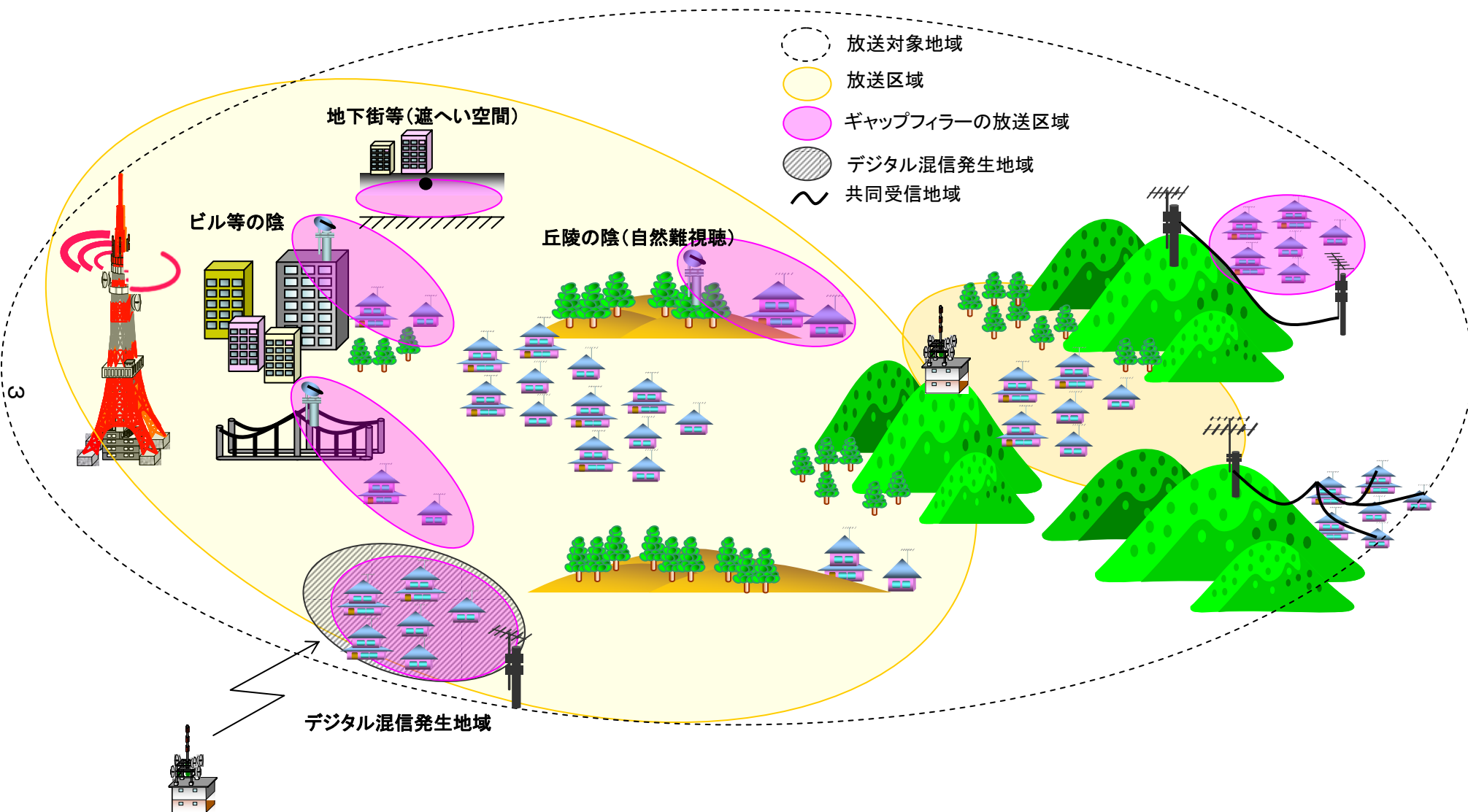
3 施行期日

平成 20 年 5 月 公布・施行（予定）

2



ギャップフィラーの置局イメージ



電波監理審議会会長会見用資料

平成20年2月6日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成20年2月6日 付議第1号及び第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5907

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

付議第 1 号 平成 20 年 1 月 7 日

付議第 2 号 平成 20 年 1 月 22 日

2 異議申立人

個 人（北川 勝浩）

3 異議申立てに係る処分

平成 19 年 12 月 18 日及び平成 20 年 1 月 16 日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分（計 8 件、詳細は別紙参照）

4 異議申立ての趣旨及び理由

現行の技術基準は、技術基準が科学的に誤っており、隣家における漏えい電界強度を周囲雑音レベル以下に抑制し得ないので、一般家庭で使用された場合、隣家の短波放送が保護されず、受信が障害を受けるため、放送を聴取する権利が侵害される。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではなく、そもそも型式指定することはできない。

したがって、広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分の取り消しを求める。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号カッコ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

(別紙)

○ 平成 19 年 12 月 18 日付け総務省告示第 682 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 三菱電機株式会社
型式名 L V C - B D 10
指定番号 第 A T - 07041 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 三菱電機株式会社
型式名 C P E - B D 10
指定番号 第 A T - 07042 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 SMK 株式会社
型式名 P L C - H 01
指定番号 第 D T - 07002 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ハロックス
型式名 H P - 7050
指定番号 第 E T - 07011 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 B L - P A 200
指定番号 第 H T - 07004 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ディーリンクジャパン株式会社
型式名 D H P - 300
指定番号 第 A T - 07044 号

○ 平成 20 年 1 月 16 日付け総務省告示第 13 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ゼクセロン
型式名 Z A X - 100 C
指定番号 第 A T - 07045 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 P o p L i n k 株式会社
型式名 P L 7660
指定番号 第 A T - 07046 号

(参考)

申立人の主張の概略は以下のとおり。

1 型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準（電波法施行規則第46条の2第1項第5号および平成18年総務省告示第520号）は、次の点で、科学的に誤っており、隣家における漏洩電界強度を周囲雑音レベル以下に抑制し得ない。

従って、この技術基準を満たす広帯域電力線搬送通信設備が一般家庭で使用された場合、隣家における短波放送の受信が妨害を受け、放送を聴取する権利が侵害される。

- ・ モデムのコモンモード電流のみを規制している。
- ・ 技術基準で定めた特定の負荷に接続した場合にモデムのコモンモード電流が許容値を満たしていても、実際の住宅ではLCLが16dB以上のコンセントでも、コモンモード電流が許容値以下になるとは限らない。
- ・ 技術基準のコモンモード電流許容値は、パーソナルコンピュータの電源のコモンモード電流よりも概ね15dB以上大きく、後者による漏洩電界が問題になっていなくても、技術基準が安全とする根拠にはならない。
- ・ 屋内配線の短波帯における空中線利得を正しく評価していない。
- ・ 屋内配線を分布定数回路として扱っていない。
- ・ 引込み線への漏洩を過小評価している。
- ・ 過大な周囲雑音レベルを仮定している。
- ・ 我が国の住宅事情を無視した過大な離隔距離を仮定している。
- ・ 多数の広帯域電力線搬送設備による積算効果が反映されていない。

2 現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

(参照条文)

○ **電波法（昭和 25 年法律第 131 号）**

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（審理の開始）

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ **電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）**

（通信設備）

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH z 以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

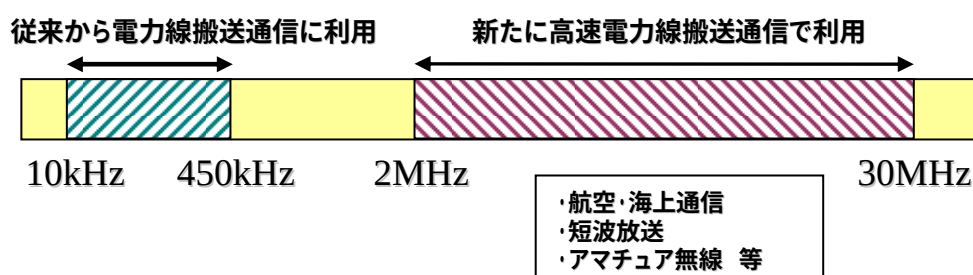
- 二 屋内において、2MHz から30MHz までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの特徴

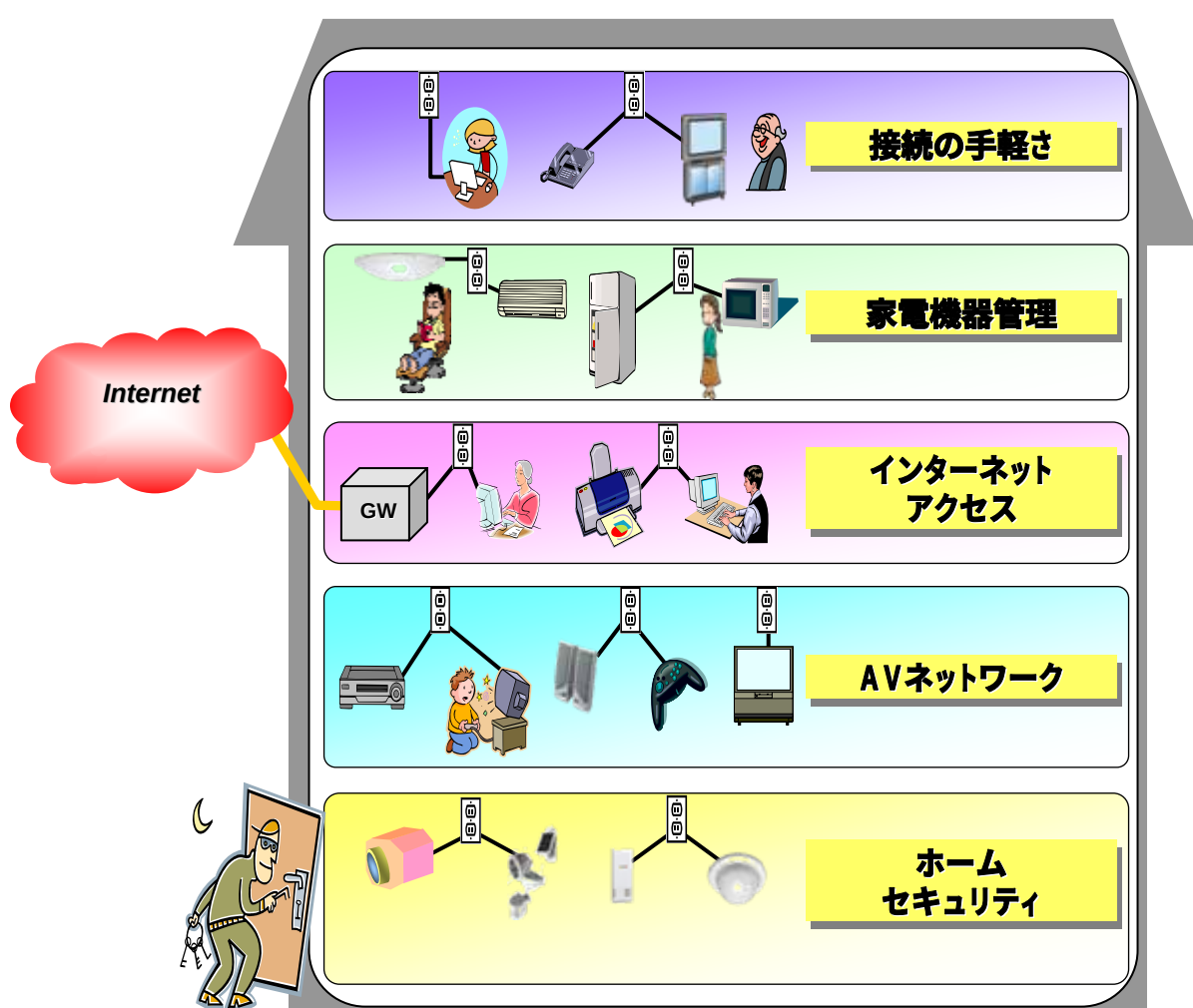
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

PLCの利用周波数帯



高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの利用イメージ



ポイント

- 屋内利用に限定
- 漏れ電波の原因である電流値を制限した技術基準を設定

高速電力線搬送通信(高速P L C)の導入に向けた制度整備

高速P L Cの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議 (技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

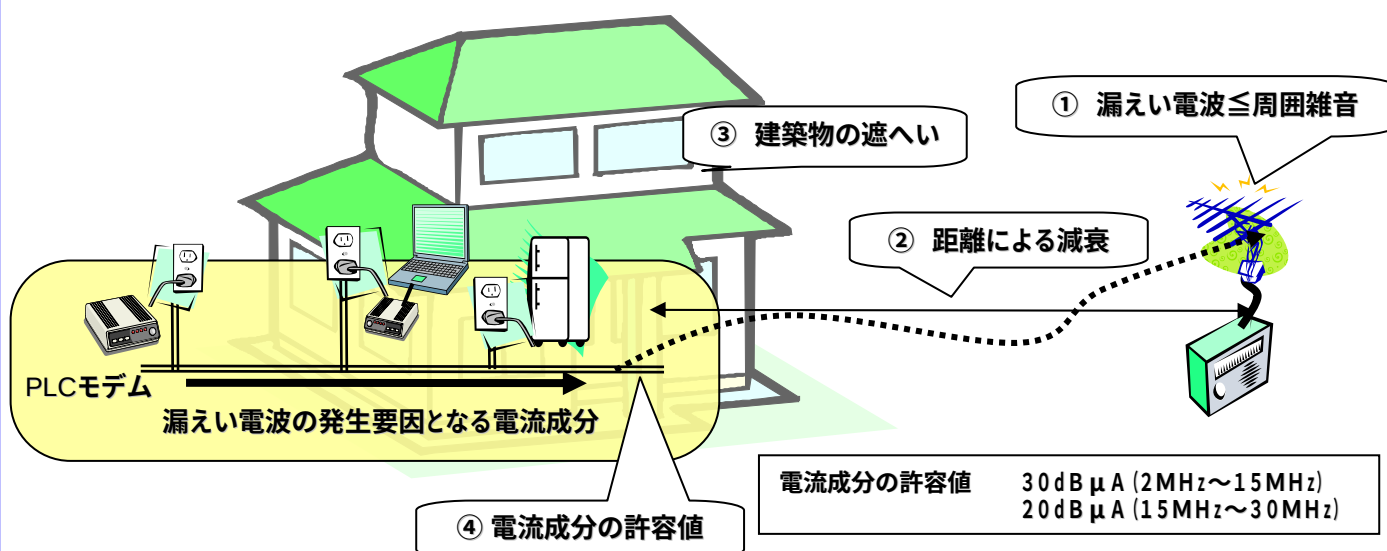
高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

基本的考え方

- ・ 利用周波数帯（2MHz～30MHz）における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

PLC設備の技術的条件

- 1 非通信時
パソコンなどのIT機器の許容値（CISPR22）と等しくする
- 2 通信時
 - (1) 利用周波数帯（2MHz～30MHz）
PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



- (2) 非利用周波数帯（150kHz～2MHz、30MHz～1000MHz）
パソコンなどのIT機器の許容値（CISPR22）と等しくする

省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

電力線搬送通信 (PLC) 設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

① 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備 (広帯域電力線搬送通信設備) を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

② 無線設備規則の一部を改正する省令 (電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

③ 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

②の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

④ 「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」 (平成14年総務省告示第544号) の一部を改正する告示

①の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

⑤ 電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

①及び②の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

⑥ 周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。